

国立大学の共同利用・共同研究拠点等の認定・評価に関する検討の
基本的な方向性について

令和2年4月23日

科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会（第10期）において議論を行ってきた、国立大学の共同利用・共同研究拠点等の認定・評価に関する検討の基本的な方向性については、以下のとおりとする。

1. 「厳格な評価と手厚い支援」について

(1) 認定・評価基準の明確化

先般行った中間評価において、共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点（以下「拠点」という。）の制度本来の趣旨（単独の大学を越えた共同利用・共同研究の拠点であること、研究施設の一部に限定して認定を受けた拠点は当該部分のみで拠点運営に必要な体制等を整えていることが必要であることなど）に沿わない可能性があることと認識されながら、評価に係る基準である「共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程」（以下「規程」という。）に具体的な定めが無く、取扱いが曖昧となっている以下の部分について、「厳格な評価と手厚い支援」の観点から取扱いを明らかにするため、所要の改正を行う。

なお、本改正は、今後行う期末評価及び認定から適用されるものとし、第三期中期目標期間における認定には影響しないものとするのが適当である。

①研究施設を附置する大学との関係について

単独の大学を越えた共同利用・共同研究の拠点という制度の趣旨を踏まえ、大学の学部や研究科等と並ぶ重要な組織として、学部や研究科等の学内組織とは独立して運営を行う組織であることを要件とする。

<改正イメージ>

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程

第三条 共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

一 申請施設が、大学附置の研究所その他の研究上の重要な組織であり、学則その他これに準ずるものに規定されていること

2 国際共同利用・共同研究拠点の認定の基準は次のとおりとする。

一 申請施設が、大学附置の研究所その他の研究上の重要な組織であり、学則その他これに準ずるものに規定されていること

②研究施設の一部に係る拠点認定の取扱いについて

研究施設全体ではなく当該施設の一部に限定して認定を受けている拠点については、認定を受けた部分の活動状況を正確に評価できるよう、当該部分のみで拠点運営に必要な体制等を整えている必要があることを明らかにする。

<改正イメージ>

共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程

第三条

4 申請施設は、当該施設の一部について、第一項各号又は第二項各号に係る状況が共同利用・共同研究を行うために十分なものであると認められる場合は、当該部分に限定して認定を受けることができるものとする。

(2) 中間・期末評価について

(一) 基本的な考え方

- 平成30年度に実施した中間評価との継続性を考慮し、「共同利用・共同研究拠点の中間評価要項（平成30年2月15日）」（以下「中間評価要項」という。）に基づくことを基本としつつ、中間評価やその後に明らかとなった課題等を踏まえ、以下のような改善を施した上で「共同利用・共同研究拠点の期末評価要項」（以下「期末評価要項」という。）を策定する。

(二) 評価区分

- S、A、B、Cの4段階の区分について、A区分「概ね順調」とB区分「低調である」との評語間の相違が大きいことから、中間評価との継続性を考慮しつつ、拠点の状況をより丁寧に表現するため、両区分の間にA－（マイナス）区分を設け、評語は次のとおりとする。

A－：拠点としての活動は概ね順調に行われているが、作業部会からの助言や関連コミュニティからの意見等を踏まえた適切な取組が期待される。

- また、評価内容の充実に鑑み、C区分の評語については次のとおり変更する。

C：拠点としての活動が十分とは言えず、認定の基準に適合していない状況にあると判断される（なお、「C」の評定は、評価結果の決定後、認定の取消についての審議において考慮される。）。

（参考：中間評価における評価区分（S、A、B区分は変更なし））

S：拠点としての活動が活発に行われており、共同利用・共同研究を通じて特筆すべき成果や効果が見られ、関連コミュニティへの貢献も多大であったと判断される。

A：拠点としての活動は概ね順調に行われており、関連コミュニティへの貢献もあり、今後も、共同利用・共同研究拠点を通じた成果や効果が期待される。

B：拠点としての活動は行われているものの拠点の規模等と比較して低調であり、作業部会からの助言や関連コミュニティからの意見等を踏まえた適切な取組が必要と判断される。

C：拠点としての活動が十分とは言えず、認定の基準に適合していない状況にある可能性があると判断される。（なお、「C」の評定は、評価結果の決定後、認定の取消についての審議において考慮される。）

- A－区分は、拠点活動が明らかに順調なもの（S、A）、拠点としての活動が明らかに十分でないもの（C）を除いたグループ（中間評価ではBに相当）から、拠点としての活動が「低調」とまでは言えないものを慎重に選定する。

- 評価区分の反映については、前回の期末評価における取扱いと同様、総合評価Cの拠点は認定期間の更新を行わないこととし、Bの拠点についても作業部会における合議の上、その可否を判断する。また、拠点の機能に応じ、適切な財政支援を行うための目安として活用する。

- S、A区分の割合については、中間評価と同様、あくまでも目安として活用するものとし、相当の理由がある場合は、支援可能性も踏まえつつ適宜調整する。

(三) 評価の観点

- 規程第3条に掲げる要件について、中間評価要項6.①～⑤に掲げる各観点を基本としつつ、以下のような点に係る取扱いを整理した上で見直し、評価を行う。

- ・拠点としての活動状況：人材育成機能の強化の取組、多様な研究機関等との連携の取組、イノベーション創出を支える基盤強化としての「共用」を含む研究設備の有効活用などの取組、及び産学連携や社会・地域との連携の取組等について、拠点の本来業務の遂行を前提として評価を行う。
- ・拠点における研究活動の成果：異分野融合・新分野創出の成果、及び人文・社会科学の特性を踏まえた研究成果等について、評価を行う。
- ・その他：研究活動の不正行為、及び研究費の不正使用等のコンプライアンスへの対応に係る観点を加え、評価を行う。

- この他、拠点における評価調書の作成の際、必要に応じ、同じ研究環境基盤部会の下で検討された「大学共同利用機関検証ガイドライン（令和2年3月）」において適用される「主な観点」や「指標例」を参考とする。また、評価者側が拠点の機能を客観的に測定する指標として、参照できるものがある場合は適宜活用する。
- また、国立大学法人の第四期中期目標期間に向けて、拠点の強みを活かしつつ、法人の機能強化にも貢献していることについて積極的に評価する。

（四）中間評価の結果との関係

- 期末評価は、中期目標期間全体において、各拠点の取組が十分なものであるか確認するとともに、次期中期目標期間においても、拠点の機能を継続的に発展させるため、拠点の状況に応じて必要な助言や支援を行うためのものである。
- したがって、評価結果の決定については、次期中期目標期間の開始年度である令和4年度の前年度の前半に行うことが必要となり、評価の対象となる実績は、平成28年度から令和2年度までの5年分のものとなる。
- 他方、拠点活動の継続性に鑑み、中間評価の結果と独立して期末評価を行うのは適切ではなく、中間評価の対象となった平成28年度及び平成29年度の2年分の実績については、平成30年度からの3年分の実績において、中間評価の結果にどのように対応したのかを中心に評価できるよう評価調書を見直す。

（五）評価調書の記載方法

- （1）②の改正に関連して、研究施設の一部について拠点認定を受けた場合において、評価の対象となるのは、認定を受けた部分に係る活動実績であることを明らかにするよう（一つの研究施設において複数の拠点認定を受けている場合には、当該施設の他の拠点の活動実績と明確に区別して評価できるよう）、評価調書を見直す。
- 中間評価において、「外国人研究者」や「外部利用」等の解釈が曖昧であった表現については、期末評価要項において定義の明確化を図るとともに、必要に応じて評価調書を見直す。

（六）国際共同利用・共同研究拠点

- 上記に準じて評価を実施するが、平成30年5月の制度創設や同年11月の認定後、まだ評価のために必要なデータが十分に蓄積されていないことや、認定を受けた6拠点いずれも共同利用・共同研究拠点から移行したものであることを踏まえ、実施方法を検討する。

以上